

公益財団法人川口市公園緑地公社定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人川口市公園緑地公社と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県川口市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、都市緑化、公園緑地及び河川緑地に関する事業を通じて、安全で快適な緑豊かな都市環境の形成に資するとともに、市民の心身の健全な発達と豊かな市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の公益目的事業を行う。

- (1) 都市緑化及び公園緑地に関する普及啓発、利用の促進、自然環境の保全と創出、施設の管理運営及び防災機能の強化
- (2) 国有地である河川緑地を市民の広域避難地として維持整備すること等による防災機能の向上、河川緑地に関する自然環境の保全と創出及び普及啓発並びに河川緑地を活用し、生涯スポーツ等を通して市民の健全な心身の維持増進

2 この法人は、前項の公益目的事業の推進に資するため、次の収益事業を行う。

- (1) 前項各号に関する附帯事業
- (2) その他公益目的事業の推進に資する事業

3 第1項の公益目的事業は、埼玉県において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(財産の種別)

第5条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とす

る。

2 基本財産は、理事会において一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）第172条第2項に規定するこの法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして定めた財産とし、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 公益法人への移行時の基本財産として、別表で特定された財産

(2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産

(3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

（基本財産の維持及び処分）

第6条 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。

（事業年度）

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第8条 この法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項に規定する書類については、毎事業年度開始の日の前日までに埼玉県知事に提出しなければならない。

3 第1項に規定する書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、

理事長が次に掲げる書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、同項第1号、第3号、第4号及び第6号に掲げる書類については、定時評議員会に提出し、同項第1号に掲げる書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
(公益目的取得財産残額の算定)

第10条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号。以下「認定法施行規則」という。）第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号に掲げる書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(定数)

第11条 この法人に評議員6人以上10人以内を置く。

(選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会（以下「委員会」という。）において行う。

2 委員会は、評議員1人、監事1人、事務局の職員1人及び次項の規定に基づいて選任された外部委員2人の合計5人で構成する。

3 委員会の外部委員は、次の各号のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

(1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。）の業務を執行する者又は使用人

(2) 過去に前号に規定する者となったことがある者

(3) 第1号又は前号に該当する者の配偶者、3親等内の親族又は使用人（過去に使用人となった者も含む。）

4 委員会に対する評議員候補者の推薦は、理事会又は評議員会がそれぞれ行うことができる。委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

5 委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次に掲げる事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

(1) 当該候補者の経歴

(2) 当該候補者を候補者とした理由

(3) 当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員をいう。）との関係

(4) 当該候補者の兼職状況

6 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1人以上が出席し、かつ、外部委員の1人以上が賛成することを要する。

7 委員会は、前条に規定する評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

8 前項の場合には、委員会は、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

- (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
 - (3) 同一の評議員（2以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2以上の評議員）につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位
- 9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

(任期)

- 第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第11条に規定する定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

- 第14条 評議員に対して、各年度の総額が300,000円を超えない範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給基準については、評議員会の決議により別に定める。

第5章 評議員会

(構成及び権限)

- 第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。
- 2 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事の選任及び解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額

- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (4) 貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 残余財産の処分
 - (7) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (8) 長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け
 - (9) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
 - (10) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- 3 前項の規定にかかわらず、個々の評議員会においては、第34条第1項第5号に掲げる評議員会の目的である事項があるときは、当該事項以外は決議することができない。

(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度の終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員会を招集する場合には、理事長は、評議員会の開催の日の5日前までに、評議員に対して日時、場所及び目的である事項のほか、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（平成19年法務省令第28号。以下「一般法人法施行規則」という。）第58条に規定する事項を記載した書面をもって、通知しなければならない。
- 4 理事長は、前項の書面による通知の発出に代えて、法令の定めるところにより、評議員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。この場合において、理事長は前項の書面による通

知を発したものとみなす。

- 5 第3項の規定にかかわらず、評議員会は、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、開催することができる。

(議長)

第18条 評議員会の議長は、当該評議員会において、出席した評議員のうちから選出する。

(決議)

第19条 評議員会の決議は、一般法人法第189条第2項に規定する事項又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。可否同数の場合は議長が決するところによる。

- 2 前項前段の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。

- 3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の4分の3以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(3) 定款の変更

(4) 基本財産の処分又は除外の承認

(5) 長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け

(6) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止

(7) その他法令で定められた事項

- 4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

- 5 理事又は監事の候補者の合計数が第23条第1項に規定する定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議及び報告の省略)

第20条 理事が評議員会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

2 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会へ報告があったものとみなす。

3 前2項に規定するもののほか、評議員会の決議及び報告の省略に関する事項は、法令の定めるところによる。

(議事録)

第21条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長のほか、当該評議員会に出席した評議員のうちから選定された議事録署名人2人が記名押印する。

3 議事録が電磁的記録をもって作成されているときは、一般法人法施行規則第90条の規定に準じ、記名押印に代わる措置をとらなければならない。

(評議員会運営規則)

第22条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則による。

第6章 役員

(設置)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 6人以上10人以内

(2) 監事 2人以内

2 理事のうち1人を理事長、1人を専務理事とする。

3 前項の理事長及び専務理事を一般法人法に規定する代表理事とする。

(選任)

第24条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれか1人とその配偶者又は3親等内の親族その他公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令(平成19年政令第276号。以下「認定法施行令」という。)第4条に規定する特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他認定法施行令第5条に規定するこれに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

6 前2項の規定は、監事について準用する。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 理事長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、次に掲げる職務を行い、監査報告を作成しなければならない。

(1) 理事の職務の執行を監査すること。

(2) この法人の業務及び財産の状況を監査すること。

(3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること。

(4) 必要があると認めるときは、評議員会に出席し、意見を述べる
こと。

(5) 理事が不正の行為をし、若しくは不正の行為をするおそれがある
と認めるとき、又は法令若しくはこの定款に違反する事実若しく
は著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨
を理事会に報告すること。

(6) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、
この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち
最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終の
ものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満
了する時までとする。

4 理事又は監事は、第23条第1項に規定する定数を欠くこととな
るときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任さ
れた者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有す
る。

(解任)

第28条 理事又は監事が、次の各号のいずれかに該当するときは、
評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪え
ないとき。

(登記及び届出)

第29条 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、
遅滞なくその旨を埼玉県知事に届け出なければならない。

(報酬等)

第30条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給基準については、評議員会の決議により別に定める。

(取引の制限)

第31条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、当該取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

(理事及び監事の責任の軽減)

第32条 この法人は、理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の一般法人法第198条において準用する第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第7章 理事会

(構成)

第33条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び専務理事の選定及び解職
- (4) 評議員会で定めるもの以外の規程等の制定、変更及び廃止
- (5) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (6) 第8条第1項に規定する事業計画及び収支予算に関する書類の承認
- (7) 第9条第1項に規定する事業報告及び決算に関する書類の承認

2 理事会は、次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 事務局長の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) この法人の業務の適正を確保するための体制の整備
- (6) 第32条の規定に基づく理事及び監事の責任の免除
(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。ただし、一般法人法第93条第3項又は第101条第3項の規定に該当する場合は、この限りでない。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、専務理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集する者は、理事会の開催日の5日前までに、各理事及び各監事に対して、会議の日時、場所及び目的である事項を示した書面又は電磁的方法により通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、専務理事がこれに当たる。

(決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。可否同数の場合は議長が決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、理事として議決に加わることができない。

(理事会の決議の省略)

第38条 前条の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思を示したとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事会への報告の省略)

第39条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して、理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第25条第3項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、出席した代表理事及び監事が記名押印する。

3 議事録が電磁的記録をもって作成されているときは、一般法人法施行規則第90条に規定する記名押印に代わる措置をとらなければならない。

(理事会運営規則)

第41条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において別に定める理事会運営規則による。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、第3条、第4条及び第12条についても適用する。

3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更（認定法施行規則第7条に規定する軽微な変更を除く。）をしようとするときは、当該事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。

4 前項に規定する変更以外の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第43条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第44条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、川口市に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第45条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、川口市に贈与するものとする。

第9章 事務局

(事務局)

第46条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 前項以外の職員は、理事長が任免する。

5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、

理事長が別に定める。

(書類及び帳簿の備付け)

第47条 理事長は、この法人の主たる事務所に、常に次に掲げる書類及び帳簿を備え付けなければならない。ただし、法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

- (1) 定款
- (2) 認定、認可等及び登記に関する書類
- (3) 評議員会及び理事会の議事に関する書類
- (4) 評議員の報酬等の支給の基準
- (5) 役員の報酬等の支給の基準
- (6) 事業計画書及び収支予算書
- (7) 事業報告、収支計算書、正味財産増減計算書及び貸借対照表並びにこれらの附属明細書
- (8) 財産目録
- (9) 監査報告
- (10) その他法令で定める書類及び帳簿

2 前項各号に掲げる書類及び帳簿の閲覧については、法令の定めによるほか、次条第2項の規定による。

第10章 情報公開及び個人情報保護

(情報公開)

第48条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(個人情報の保護)

第49条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第11章 公告の方法

第50条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 1 2 章 補則

(委任)

第 5 1 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則 (平成 2 4 年 4 月 1 日登記)

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 1 8 年法律第 5 0 号。以下「整備法」という。）第 1 0 6 条第 1 項に規定する公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第 1 0 6 条第 1 項に規定する特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 7 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は澁谷祥晴、専務理事は山田孝雄とする。
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

浅沼良臣

児玉洋介

小山 彰

鈴木 誠

益子 博

柳沢明美

山野光雄

高田 勝

西川 亨

橋口純一

別表（第5条関係）

移行時の基本財産	
財産種別	金額
投資有価証券	185,000,000円